

八ツ場ダムの発電用導水路等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年六月二十二日

大河原雅子

参議院議長 江田五月 殿

八ツ場ダムの発電用導水路等に関する質問主意書

本年五月二十九日に「供用開始遅延ダムおよび八ツ場ダム等に関する質問主意書」を提出し、これに対して政府から六月九日に答弁書（内閣参質一七一第一八六号。以下「本答弁書」という。）が送付されたが、本答弁書には疑問点がいくつかあるので、それらについて再度質問を行う。また、八ツ場ダム事業はベールに包まれたまま進められている事業である。たとえば、最近報道された八ツ場ダム発電用導水路はその事業の意味、実現性、事業主体などが不明のものである。八ツ場ダムに関わるこれらの疑問点についても質問するので、真摯に答えられたい。なお、回答は誰もが分かる平易かつ明解な言葉で説明されたい。

一 本答弁書に関して

1 供用開始遅延ダムについて

(一) 大滝ダムおよび滝沢ダムにおける完成予定年度の遅延年数について

大滝ダムおよび滝沢ダムでは試験湛水中に地すべりが発生したため、ダムの完成予定年度が延期され、それぞれ平成二十四年度末、平成二十二年度末となったとのことであるが、試験湛水開始前の計画と比べて、それぞれ完成予定が何年遅れることになったのかを明らかにされたい。

(二) 大滝ダムおよび滝沢ダムの総事業費について

大滝ダムおよび滝沢ダムの地すべり対策工事の事業費はそれぞれ約三百八億円、約百四十五億円と
のことであるが、これにより、大滝ダムおよび滝沢ダムの総事業費がそれぞれ何億円から何億円に増
額されたのかを明らかにされたい。

2 八ッ場ダム事業の工事進捗状況等について

(一) 付替国道の完成区間について

付替国道の完成区間は平成二十年度末で約六百メートルとあるが、一方、平成二十一年二月六日付
けの政府答弁書（内閣参質一七一第一九号）によれば、平成十九年度末で約六百メートルである。一
年経ったにもかかわらず、付替国道の完成区間は増えていない。その理由を明らかにされたい。

(二) 八ッ場ダム事業の水没予定地の居住戸数について

平成二十年度末における八ッ場ダム事業の水没予定地の居住戸数を地区別（川原畑、川原湯、林、
横壁、長野原）に明らかにされたい。

(三) 八ッ場ダム事業の水没予定地以外の移転予定地の居住戸数について

平成二十年度末における八ッ場ダム事業の水没予定地以外の移転予定地の居住戸数を町別および地区別（川原畑、川原湯、林、横壁、長野原、東吾妻町）に明らかにされたい。

3 特定多目的ダム法のかんがい用水の受益者負担金について

特定多目的ダム法については特定多目的ダム法第十条により、かんがい用水の受益者はダム建設費の一部を負担しなければならないとされているので、都道府県がその受益者負担金を肩代わりすることがあれば、同法に抵触することになる。このことについて「国土交通省としては、都道府県の条例で受益者負担金を免除することを定めた事例は承知していない。」との答弁があつたが、特定多目的ダム法第十条の規定の趣旨は「都道府県が条例を定めてかんがい用水の受益者に負担させる」ことにあるのであつて、「条例で受益者負担金を免除すること」とは規定されておらず、本答弁は同条の規定から外れた答弁になっている。都道府県が条例を定めて特定多目的ダムの建設費の一部をかんがい用水の受益者に負担させるを行っていない場合、特定多目的ダム法に抵触することになるのではないかと考えられるが、このことについての見解をあらためて示されたい。

二 八ッ場ダムの発電用導水路に関して

今年五月二十七日付けの上毛新聞の一面に「発電量確保へ前進 八ツ場ダムで東電と国交省 導水路建設を協議」という表題の記事が国土交通省関東地方整備局河川部のコメント付きで掲載された。この八ツ場ダム発電用導水路計画案は内容が不透明のままであるので、それについて以下のとおり質問する。

- 1 群馬県営の八ツ場発電所から東京電力株式会社（以下「東電」という。）の松谷発電所までの導水路を建設することになっているが、この導水路を建設する事業主体はどこか。
- 2 完成後の導水路はどこが所有し、どこが管理を行うのか。
- 3 新聞報道によれば、この導水路が完成すると、毎年数千万円の固定資産税が東吾妻町に支払われる見込みだとのことであるが、どこが固定資産税を払うのか。
- 4 この導水路の建設にはおよそどの程度の費用がかかる見通しか。
- 5 発電用導水路の建設は八ツ場ダム建設事業の一部として行うものなのか。
- 6 県営八ツ場発電所は従属発電であつて、流量維持や利水補給などのためにダムから放流した水を発電にも使うものである。八ツ場ダムの計画ではダムから放流される水量は通常は流量維持の毎秒二・四立方メートルだけとなっているが、この二・四立方メートルは吾妻溪谷など、吾妻川の流量維持のために

流すものであるから、東電の発電所に送ることはできないと考えられる。このことに関して国土交通省の見解を示されたい。

7 ハツ場ダムから毎秒二・四立方メートルを超える放流がある場合のみ、一定の範囲でハツ場発電所から導水路で東電の発電所に送水することが可能となるが、それがどの程度あるかが問題である。過去の流量データを用いたハツ場ダムの運用計算では、この導水路による送水量が平均で毎秒何立方メートルとなるのかを明らかにされたい。

8 現在の東電発電所は電力需要に合わせ、同時に川の流況を見ながら、運転を行っているが、導水路を通して県営ハツ場発電所経由の水を使うとなると、あくまで従属発電であるから、松谷発電所とそれより下流にある東電の発電所は電力需要に合わせた運転ができなくなると考えられる。このことに関して国土交通省の見解を示されたい。

9 この導水路計画案はハツ場ダムの建設に伴う東電への減電補償額を減らすために考えられたものであると推察されるが、以上の点を踏まえると、この導水路計画案の実現性に疑問を持たざるを得ない。この実現性に関して国土交通省の見解を示されたい。

三 ハツ場ダムの国有資産等所在市町村交付金に関して

ハツ場ダムが完成した場合は国有資産等所在市町村交付金法（以下「市町村交付金法」という。）に基づき、ダム等の国有資産について固定資産税に相当する国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）が地元の町に交付されるとされている。これについても不明な点が多々あるので、以下のとおり質問する。

1 ハツ場ダムが完成した場合、市町村交付金はどこが支払うのか。市町村交付金法に基づいて支払う責任があるところをすべて明らかにされたい。

2 ハツ場ダムが完成した場合、市町村交付金が交付されるのは長野原町のみか。

3 ハツ場ダムの場合、市町村交付金の基準額となるのは、建設事業費四千六百億円のうちどの部分か。ダム構築物分（家屋および償却資産）と土地分のそれぞれについてその基準額の金額とその計算根拠を明らかにされたい。

4 右記の基準額から、毎年の市町村交付金を求める計算手順を明らかにされたい。

5 ハツ場ダムが完成した場合、毎年の市町村交付金はいくらになるのか。ダム完成一年後、六年後、十

一年後、十六年後、二十一年後のそれぞれの交付金額を計算した結果を示されたい。

6 市町村交付金が自治体に交付される場合、その自治体の地方交付税はどのような扱いになるのかを明らかにされたい。また、その自治体の基準財政需要額の算定において市町村交付金はどのように扱われるのかも明らかにされたい。同時にそれらに関する根拠規定も示されたい。

右質問する。

